

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証要領

1 趣旨

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に位置付けられた居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証は以下のように実施する。

2 手順

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市は、下記の要件に該当するケアプランを指定する。

- (1) 市は、北海道国民健康保険団体連合会から受領した帳票を活用し、区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつその利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」である居宅介護支援事業所を抽出する。
- (2) 上記（1）に該当するケアプランのうち、個々に見て区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつその利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」であるケアプランを抽出する。
- (3) 上記（2）のうちから、最も訪問介護サービスの利用割合が高いもの等を、介護度別に1件ずつ抽出する。
- (4) 特定の介護度に該当する利用者がいない場合は、その介護度は届出不要とする。
- (5) すでに、函館市が実施する生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプラン検証の対象となっているケアプランは届出の対象外とする。

3 届出の依頼

市は、指定したケアプランについて、期限を定めて当該ケアプランを作成した居宅介護支援事業所に届出を依頼する。ただし、函館市が実施するケアプラン点検または検証を過去1年以内に受けたものについては、提出を求めないこととする。

4 書面の添付

届出を依頼するケアプランには、居宅介護支援事業所において当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載した書面を添付するよう指示する。ただし、これらをケアプラン第2票（居宅サービス計画書（2））の「サービス内容」に記載している場合は書面の添付がなくてもよいこととする。

5 地域ケア会議の実施

市は、届出を受けたケアプランを点検し、状態像から想定される支援の程度等により多職種の見地から検討の必要があると認められるものを指定して、多職種による地域ケア会議を実施する。また、当該ケアプランを作成した介護支援専門員あて、地域ケア会議への参加を依頼することとする。

6 地域ケア会議の開催

地域ケア会議の開催にあたって、市から依頼された、理学療法士、作業療法士、看護師もしくは保健師、訪問介護員（ヘルパー）、地域包括支援センターに属する主任介護支援専門員等（以下「専門職等」という。）は、専門的見地からケアプランの妥当性について検討し、見直しの要否その他意見を述べる。市は参集者に対し、講師謝礼を支払う。

7 結果の通知

市は、地域ケア会議の結果、当該ケアプランの見直しが必要であるとされた場合は、当該ケアプランを作成した介護支援専門員の所属する居宅介護支援事業所に対し、期限を定めて、検証対象のケアプランの再検討および事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討し、その結果を提出するよう文書により通知する。

8 回答

市は、居宅介護支援事業所から回答が得られない場合または回答によって見直しが行われていないと判断する場合は、再度地域ケア会議を開催することとし、当該ケアプランを作成した介護支援専門員およ

び居宅介護支援事業所の管理者に出席を求めることとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。